

<特集：住まいと健康>

母親学級における住居衛生教育の取組み —居住環境衛生対策と住居衛生教育—

本間 豊（横浜市衛生局生活衛生部 公衆衛生課）

1. はじめに

近年、ビル・マンションは、建築技術の進歩、土地の高度利用などによって、大型化、高層化が進み、断熱効果の優れた気密性の高いものとなっている。特に、住宅については、中高層の共同住宅が急増し、横浜市の場合、平成2年国勢調査第1次基本集計結果でみると、総住宅戸数に占める共同住宅の割合は、既に50%を超え、木造の戸建住宅から、コンクリートとアルミサッシに代表される密閉型共同住宅へと環境は大きく変貌しつつある。

このような住環境の変化の中で、健康で快適に暮らしたいという市民の要求は、ますます切実なものとなり、生活様式の多様化とともに、その種類も多岐にわたっている。

横浜市では、これらの市民ニーズに応えるため、居住環境衛生対策の一環として住居衛生教育を実施してきたので、その概要を報告する。

2. 市民の声（保健所での居住衛生に関する相談）

人口が320万人を超えた横浜市の保健所に寄せられた居住衛生に関する相談件数は、平成2年度で合計14,972件に達している。

ねずみ族・衛生昆虫に関する相談が7,488件と最も多く、全体の半数を占めているが、そのうち738件がダニ類に関する相談である。6,457件にのぼる飲み水に関する相談と同じく、気密性の高い、中高層のビル・マン

ションの急増による、住環境の変化が誘発した現在の市民の声といえよう。

3. 住居衛生啓発用パンフレットの作成

健康で快適に暮らしたいという市民の要求に対し、地域の公衆衛生を推進するための第一線の機関である保健所が、的確にかつ効率的に応えていくためには、どうすればよいのか。

例えば、ダニの駆除相談では、単に薬剤の使用方法を指導するのではなく、再度の発生を防ぐためには、何故発生したのかを理解させることが必要となる。抜本的な対策として、室内の温湿度等の環境を適切にコントロールするよう指導する必要がある。発生してからの対策よりも発生を予防するような居住環境の衛生

表1 総合パンフレット「安全で快適な暮らしのために」の掲載項目（目次）

目 次	
1	はじめに 昔の家と現在の家……
2	空気の衛生 コワイ！空気の汚れ……
3	住居内のカビ ジメジメってイヤ！ オジヤマムシ
4	住居内の衛生害虫 ダニとゴキブリと……
5	住居内のネズミ ネズミをノックアウト！
6	飲み水の衛生 キレイなお水 飲んでますか？
7	台所の衛生 おたくの冷蔵庫 物置にしていませんか？
8	家庭用品の衛生 赤ちゃんのお肌はピンカンです！
9	ちょっと 気をつけて！ ころばぬ 先の……
10	インフォメーション こんな時には こちらへどうぞ

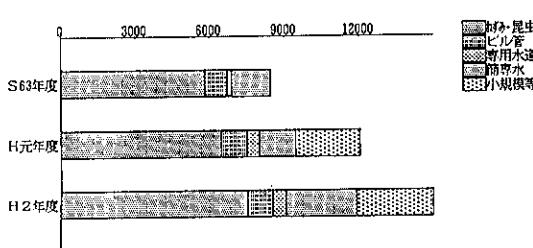




図2 総合パンフレット「安全で快適な暮らしのために」

に関する市民啓発が重要であると認識した。

生活の大部分を占める住居で発生する諸問題に対して、対症療法的な処置を続けながら、予防療法的な対策として複合的な情報の提供が不可欠であると考えた。

そこで、増加、多様化する保健所に寄せられた相談内容から抽出した事項をプログラムとした住居衛生啓発用の総合パンフレット「安全で快適な暮らしのために」を作成した。

保健所で行っている各種講習会等で汎用に使用できる総合的な内容、わかりやすい表記、親しみやすい意匠をコンセプトとして、B5版41ページの仕様で、昭和63年に完成した。以後、増刷を重ね、既に2万部強を配布している。現在改訂版の作成中である。

4. 母親教室における住居衛生教育の取り組み

保健所では、乳幼児期から成人・老人期に至る生涯をつうじた健康づくりを目指して、いろいろな機会をつうじて、健康についての正しい地域の普及、日常生活の中で実際にその知識が活用できるような衛生教育を実施している。

前述したとおり、発生してからの対策よりも発生を

予防するような居住環境の衛生に関する市民啓発を積極的に行うためには、絶好の機会がそこにあった。

一部の先駆的な保健所で、母子保健の立場から妊産婦を対象とする「母親教室」の中の一講座として、住居衛生教育が行われた。保健所の保健婦が講師である母親教室の一部に保健所の環境衛生監視員が派遣講師になるというものである。

受講者が、乳児の保育環境としての居住環境に関心が高いことが推測され、また、既存の講習会に組み入れることが継続性のうえで有効と考えられ、効果的な住居衛生教育ができることが期待された。

毎年、実施する保健所が増え、平成2年度では9保健所において、延91回開催し、受講者人数は3,021人に達している。

母親教室のテキストには、色々なものが使われているが、主に前述した総合パンフレットを使用している。平成2年度のテキストとしての配布数は2,904部であった。住居衛生という総合的な観点からの衛生教育のテキストとして有効であったといえよう。

全体としての効果測定は行っていないが、実施保健所の一つである栄保健所で昭和63年から平成2年まで

表2 母親教室における住居衛生教育の実績

年 度	実 施 保 健 所	講習会 開催数	受講者 人 数
S 63年度	6	63	2,136
H 元年度	8	95	2,838
H 2 年度	9	91	3,021

の母親教室受講者へのアンケート調査（回収：571）を実施した結果、実に96.7%の受講者が住居衛生に関する抗議が必要であると答えている。今後も、母親教室における住居衛生教育の推進を考えていくべきであろう。また、生涯をつうじた健康づくりという共通の理念から、高齢者を対象とした住居衛生教育についてもプログラムづくりから新たに取り組むべきと考える。

表3 居住環境衛生対策事業の概要

1 自主管理体制の確立

① 自主管理推進

◎管理優良施設認定制度

給水設備の管理の優れた共同住宅を認定、管理意識の高揚を図る

◎自主点検推進事業

条例に規定する検査対象施設以外の小規模受水槽水道の衛生管理を推進するため、設置者自らが点検を行う方策を展開。

② 自主管理支援

◎検査機動班設置

条例の施行に伴い、管理状況等の定期検査を実施する検査機動班を設置。

◎受水槽衛生管理システム（推進協議会設置・運営）

給水管理の関係業界団体を核とし、支援体制の整備を図る。

2 指導体制の整備

① 建築物の計画設計段階で審査する指導体制の整備

(事前審査制度)

◎建築物の計画・設計の段階で、維持管理面に考慮した構造設備とする「事前審査制度」導入。

② 受水槽施設台帳管理（保健所衛生課のオフコン活用）

◎平成2年度にOA化した受水槽施設台帳の管理

3 重点指導

① 管理不適施設等監視指導

◎衛生上問題のあるビル・マンションや貯水槽清扫業者等建築物登録事業者に対する重点的監視指導等を実施。

5. 居住環境衛生対策と居住衛生教育

横浜市では、市民が健康で快適な暮らしを送ることを目指し、飲料水の衛生確保をはじめとした空気、衛生害虫等を対象とする総合的な衛生対策である居住環境衛生対策を推進している。

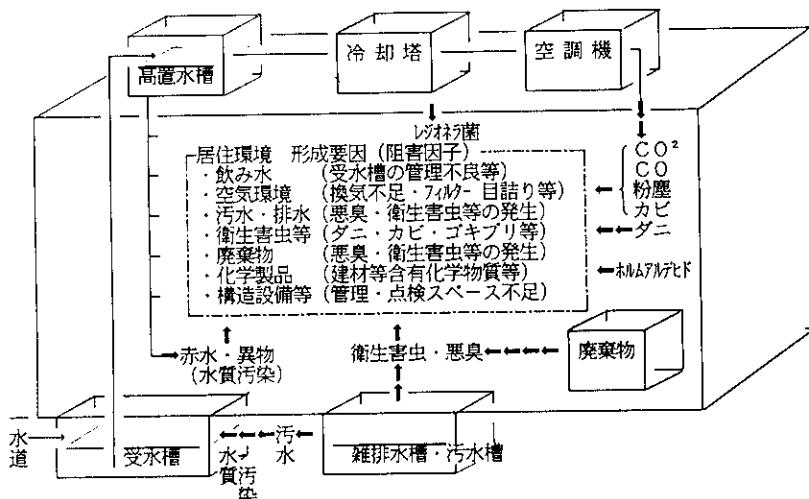


図3 居住環境形成要因（阻害因子）概念図

具体的には、平成4年4月1日から施行する水道法の規制を受けない小規模な入水槽施設と飲用井戸の衛生確保を目的とした条例をキーとして、① ビル・マシンション等の自主管理体制の確立、② 指導体制の整備、③ 重点指導 という3事業を総合的に展開しているところである。

この居住環境衛生対策は、「住まい」や「オフィス」が建築物の構造設備上の利便性を追求するだけではなく、良好な居住環境を阻害する種々の因子に影響を受けない建築構造設備（ハード）と維持管理等（ソフト）

の利用面に配慮した建築物の確保と、適性に所有者や居住者が自主管理できるために必要な体制や自主管理支援・指導の体制の構築を主としたものである。

市民がより健康で快適な暮らしを送るためには、この居住環境衛生対策とリンクした住居衛生という観点からの情報を複合的に提供していく衛生教育システムが必要であると考える。保健所による衛生教育のプログラムを、対人衛生と対物衛生というように分離して考えることなしに、統合し、総合的に展開していくことが重要であると考える。